

平成 2 9 年

総務委員会会議録

と き 平成 2 9 年 1 1 月 6 日

品 川 区 議 会

平成29年 品川区議会総務委員会

日 時 平成29年11月6日(月) 午後1時00分～午後2時42分

場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員	委員長 伊藤昌宏君	副委員長 あくつ広王君
	委員 松澤利行君	委員 高橋伸明君
	委員 飯沼雅子君	委員 石田しんご君
	委員 須貝行宏君	委員 吉田ゆみこ君

出席説明員	桑村副区長	中山企画部長
	柏原参事(企画調整課長事務取扱)	秋山参事(財政課長事務取扱)
	小林施設整備課長	中元広報広聴課長
	木村報道・プロモーション担当課長	仁平情報推進課長
	榎本総務部長	米田参事(総務課長事務取扱兼危機管理室長)
	黒田人事課長	立川経理課長
	齋藤会計管理者	安井選挙管理委員会事務局長
	久保田区議会事務局長	

午後1時00分開会

○伊藤委員長

それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、「報告事項」及び「その他」と進めてまいります。

なお、伊東税務課長は、公務の都合により欠席でございますので、よろしく願いいたします。

なお、本日は委員会終了後に、先日実施いたしました行政視察報告会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

1 報告事項

(1) シティプロモーション動画について

○伊藤委員長

それでは、予定表1の「報告事項」を聴取いたします。

まず、「シティプロモーション動画について」を議題に供します。理事者よりご説明をお願いいたします。

○木村報道・プロモーション担当課長

まず、ご報告に先立ちまして、資料にはございませんけれども、先月26日、27日の2日間、きゅりあんで開催させていただきました、全国シティプロモーションサミットへのご来場への御礼を申し上げます。当日は基調講演をはじめといたしまして、パネルディスカッションや情報交換会、ブース展示、区内視察などを行いまして、2日間で延べ1,378名、866団体の方からご参加いただきました。今後は当日のセミナー、ご講演でご紹介いただいた事例や、参加者からのお声も参考にしながら、さらなる区の魅力発信取り組みにつなげてまいりたいと考えております。重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、資料に基づいて説明をさせていただきます。そのシティプロモーションサミットでお披露目をさせていただきました、シティプロモーション動画についてご報告申し上げます。

この動画の作成の目的に関しましては、区のPR動画を区民参加による形で制作をして、多様なメディアで活用をして、区内外に向け発信という形で、さらなるシティプロモーションを図ろうというものでございます。

内容につきましては、こちらに記載のとおりでございます。5つの区の魅力をPRするため、5つの地点にこの各キャラクターを呼びまして、区民の皆様と歌い踊るといったような中身でございます。お話はともあれ、まず、ちょっと中身をご覧ください、もう当日もご覧いただいたかもしれませんが、改めて、約5分程度ありますのでご覧ください。

(ビデオ上映)

○木村報道・プロモーション担当課長

以上でございます。ありがとうございました。動画でございますけれども、26日のシティプロモーションサミットのオープニングでお披露目をさせていただいた後、その正午から一般公開という形をとりました。2つ、区の公式ユーチューブチャンネルと、ポニーキャニオンというのはこの動画の制作委託をした会社でございますが、そちらの公式のユーチューブチャンネルで公開をスタートしております。

そのほか、広報しながら、しなメール、SNS、それから一番下の雑誌のDiscover Japan

anでございますけれども、こちら公称で12万部出ている月刊誌に1ページ広告を出すというような形で周知を図ってまいりたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○飯沼委員

何回か見せていただいたのですが、当日の会場の時はボリュームがものすごく大きくて、前に座っていたせいか、ごめんなさい、その時は音がとてもうるさいなと思いました。改めて家でも何回か見直したのですが、1つ感じるのは、私などはかなり年齢が行っているのでテンポがすごく速いなと思ったので、私たちはターゲットではないのだなと。どの辺の年齢層とか、どういう世帯を対象にとか、多分そういうコンセプトがあると思うので、今日はそこを聞いてみたいと思っているのです。

シティプロモーションサミットの時も、教育講座に参加して、実際にどういうふうに、自治体の職員でも気軽に作れるんですよという講座に出た時に、やはり、幕の内弁当ってうまい言葉だなと思ったのですが、何でもかんでも盛り込むのではなくて、1テーマに絞ってあまり長くならないように、短くという話を聞いて、ああ、なるほどだな、と思ったので、今回、どの辺に見てもらいたいのか、あと区の思いというのがどういうふうに込められているのかをお伺いします。

○木村報道・プロモーション担当課長

いわゆるテンポの速い部分というところで、私も実は試写の中でも結構ご指摘をいただいた部分でありますけれども、ファミリー層でありますとか、それからお子さん、若者ではないのですが、品川区ってどういうところなのだろうか、これから住んでみたいなとか、行ってみたい、あるいは、もっと言うと、これは今回歌とか踊りですので、踊ってみたいというようなニーズに訴求するような形でつくってみました。

別に、高齢者層を無視しているわけではございませんけれども、楽しんでいただけたらありがたいと思います。

それから、テーマに関しまして、一つ一つを短くというところについては、今回も意識してみた部分でございます。ただ、やはり今、動画は3分を超えるとなかなか見られないという、もう3分を超えているのですが、そういう部分もございますので、凝縮してつくったつもりでございます。

○飯沼委員

結構、子供のところが取り上げられていたし、商店街とか、どちらかというとな女性というか、品川に住んでほしいという、子育てしてほしいという、その辺が色濃く出ていたのかなと思いました。

これは、制作にどのくらい予算が割かれているのか、お聞かせください。

○木村報道・プロモーション担当課長

はい。こちらでございますけれども、この楽曲そのものもオリジナルの歌詞、曲でございまして、その制作費も含めまして1,500万円程度です。

○吉田委員

ちょっとつながる質問になるかと思うのですが、前も決算か予算かどこかで、どなたかが質問なさっていたと思うのですが、世の中にはすごくアクセス数が多くて、その動画自体がすごく評判になるというのがあるのですが、一方で観光にいらっしゃる方の数が必ずしもリンクしていないというのもあって、そう考えると、やはりこれでどういう効果を目指すのかという目標が制作の時にもあっ

たと思うのです。その辺をどのようにお考えになったのか教えてください。

○木村報道・プロモーション担当課長

動画の評判と観光者数とがリンクする、しないのところでございますけれども、実際には、最初もちょっとご説明させていただきましたが、区民の方のご参加をいただいて、確かに、「来てください、住んでください」というのもあるのですけれども、これを通しまして区民の方に、「ああ、こんなところがまだ品川区にあったのだ」とか、「こういうのが売りなのだ」とかというような部分を、実際にご覧になってイメージをしていただくという部分がかなり大きい要素だったかと思います。

そういう意味では、目に見えて何か効果というのが出にくい部分はあるかもしれませんが、いわゆる区民の方に向けてもメッセージを込めているというふうに考えております。

○吉田委員

そうすると、その効果測定というのはすごく難しいと思うのですが、一応、やはり1,500万円かけたということであれば、どこかで何か考えなければいけないかと思うのですが、その辺はどのようにお考えか教えてください。

○木村報道・プロモーション担当課長

こちらは、1つは動画の再生回数があるとは思いますが、必ずしもそれが、という部分もあると思いますので、実際には、今、隔年でメディア認知度という調査を行っています。これは1つ、シティプロモーションの事業の指標として使ってきているのですけれども、それはいわゆる区外の方がどのようなメディアを見て品川区を認識したかというようなところの調査がございまして、そちらで測っていくという部分が1つと、これはまだこれからのお話でございますけれども、いわゆるブランド調査みたいなものがよくあると思いますけれども、そういう部分で実際に調査をかけてみるとか、そういう形で、必ずしもはっきりと効果という部分は出にくいものではあることはあるのですけれども、そういう指標を活用しながら効果をつかんでいきたいというふうに思っています。

○吉田委員

やはりどこかで効果は測るべきだと思います。それで、せっかく今回動画の特徴として、すごくいろいろな区民の方に参加を呼びかけたのだなということは、もう見ればわかりますので、例えばそういうふうに指標ということも1つですけれども、その参加した方が、やはり自分が参加していたとなると、知人の方などに、「見てね」みたいにも言うと思いますし、そういう方たちが周辺の評価みたいなものを実感として感じていらっしゃるのではないかと、「次はもうちょっとこういうほうがいいよ」とか、やはり指標がもう1つ必要だと思うのですが、せっかく参加をしていただいたので、そういう方たちからも今後の方向性みたいなものを聞き取るような試みをしていただけたらと思います。これは要望です。

○石田（し）委員

4点、お伺いします。まず、アクセス方法についてですけれども、ツイッターかフェイスブックか、どちらか忘れちゃったけれども、リンクが張られていて、実際にクリックを試みたら、その動画には飛ばずにYouTubeのトップページに飛んでしまったのです。それなので、もうせっかくそういった発信方法をしているのならば、しっかりとその動画にたどり着くように、スムーズなリンクを張っていただければと思いますので、それは要望で終わりますが、そのアクセス方法の中で、例えばどこからその動画にたどり着いているのかなどというのは分析などをされているのか、また、される予定があるのか。例えば、ホームページから動画を見に来た人とか、フェイスブックでリンクを張ったところから見

ている人とか、ツイッターからとか、直接Y o u T u b eを見ている方がそれを見ているのかとか、もしそういった分析ができるのであればぜひそういったものもしていただいて、今後の発信の材料に使っていただければと思いますので、その点のご意見をお伺いしたいです。

それと、冒頭と最後に関根勤さんを起用されていますが、我々はこういった理由で彼が起用されたのか、重々承知をしているのですが、一般の方が見たときに、なぜ急に関根さんなのだろうみたいなこともあると思うのです。せっかく品川区にゆかりのある著名人の方を起用されているのであれば、やはりそういったことを何らかの形でお伝えするというのも、1つのPR材料になるのかなと思いますので、例えばツイッターとかで、実は五反田に所属事務所があって、ゆかりのある人なんですよ、みたいな事を発信してあげると、そこからまたつながっていけるのかなと思うので、その第2の効果をさらに活用していただければと思いますので、それは今後のこの動画の活用も含めて、どのようにこの動画を使っていくのかというビジョンをお知らせください。

それと、歌と踊りなどがある中で、権利関係がどのようになっているのかをお知らせいただきたいと思うのですが、例えば著作権がどこに帰属されていて、こういった方法でその権利を区が使えるのか、それとも、もう区が全ての権利を持っていて区の権限で動画などを自由に使えるのか、それとも、区民ないし一般の人たちもいろいろな形でご利用できるのか、そういったことの権利関係をお知らせいただきたいと思います。

それと、これはちょっと部署が違うのであれですが、子供たちのことで、先ほど、今後子供たちや若い人に品川を知ってもらうために、というお話もあった中で、学校とか教育委員会でどういうふうはこの動画を活用していくのか、それは今後の活用も含めてお知らせいただきたいと思うのですけれども。踊りなどがあるので、例えば学校の運動会などでこういうものを活用していくような考えがあるのかどうかも含めて、今後の活用についてお知らせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○木村報道・プロモーション担当課長

まず、アクセス方法の件、ありがとうございます。実際にこれから研究していきたいと思っておりますけれども、そういう部分はとても大事だと思います。

それから、関根さんの件に関しましては、Y o u T u b eの中でもコメントを入れるところもありますので、例えばそこに入れる、あるいは、先ほどおっしゃったツイッター、フェイスブックの中で、という形でこれはやってまいりたいと思っております。

それから、今後の活用のビジョンと、学校の話がちょっとリンクするような部分もございますので、基本的にはまず動画を知っていただく、見ていただくという部分と、実際には今後それをどう活用していくかという2つがございます。周知に関しましては、例えば大崎駅前のビジョンでありますとか、ケーブルテレビの放送であるとか、それから、区内施設に年明けから配備予定のデジタルサイネージに動画も出ますので、そちらで活用するという形で周知を図ってまいると、今年、魅力発信事業で助成をしています事業者に、歌ってくださいねというようなお願いをしているところなのですが、そういう方々が例えば区内のいろいろなイベントに顔を出すときにこの曲を歌っていただくとか、そういう形が考えられるかと思っています。

それから、学校や児童センターで、今、子供たちはダンスへの親しみが増しておりますので、そういう展開も考えていきたいと思っておりますが、今、実はサビの部分しか振りがありませんので、そのフルバージョンをつくりまして、それを活用してやっていただくというような展開も、今、考えているようなところでございます。

それから、権利関係でございますが、基本的に著作権は区に帰属をしているところではあるのですが、動画の中でタレントさんを使っていたりですとか、関根さんも含めてですけれども、そういう部分がございますので、そこら辺を今、実際に制作業者のほうと調整をしているところではございますが、基本的には区に帰属をしているということでございます。

○石田（し）委員

ぜひ有効活用していただきたいと思えますけれども、1点、その学校とのかかわり方で、ほんとうにダンスも今、必修授業と言うんですか、学校でも授業でダンスを取り入れられているということもあると思うので、ぜひそういった部分を活用していただいて、子供たちがそれこそ大人になって思い出となって、品川区の事を思い出せるようなものにしていただければとも思うので、その辺は教育委員会と連携を密にとっていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○あくつ副委員長

私も初見で、まずちょっと感想を言いますけれども、今までの中でほんとうに一番よかったなと私は思っています。率直に言えば、誰かに見せたいとか、自分自身がもう一度見たいと思う内容だったというところで、ざっくばらんにいうと、明るいし、元気だし、都会的だし、品川区らしいし、一方でちょっとローカル感もあるしというところで、非常にバランスがいい動画だなという感想を持ちました。

曲も歌詞も非常にキャッチーですし、ダンスもわかりやすいし、すごく考えているんだなという感じがしました。また、いいところだけ言うと、関根勤さんの使い方、あとジョニ男さんの使い方なども、あまり嫌味にならない感じで、最初と最後だけちょっと出すというところも非常に抑制的でいいなと思えましたし、非常によかったのではないかと思います。

それで、あと途中でタコ公園や、恐竜公園なども取り上げられていて、もう1つ、できればクジラの滑り台も入れてほしかったのですが、時間的な問題もあるのかなと思います。

それで、ここからちょっと質問なのですが、最後の迫力がある区民とのダンスのシーン、ここでは合計300人以上とあるのですが、ここは全て区民エキストラということで、公募のエキストラということでよろしいのでしょうか。この方たちは登録をされていて、今後も活用されていくのか、それとも今回きりなのか、今後もお声をかければこういう方たちが集まるのかなと私は思って、意外によかったなと思ったのですが、ちょっとこれは所管がまた飛んでしまうのですが、例のフィルムコミッションのエキストラとか、そういうところにも手を挙げてくれる人なのかなと思いつつも、この方たちは今回きりということなのか、全てこういう方たちにお願いするものなのかなというところでは。

あと、先ほどありましたけれども、せっかくだいいものができたのであれば、テレビとかネットのプレスに出されていると思うのですが、なかなかそこはやはり取り上げてくれないのかなというところで、その広報効果というのは大きいと思うのですが、この2点を伺いたいと思います。

○木村報道・プロモーション担当課長

ダンスにご参加いただいた区民の方でございますけれども、実は今回のサミットにもご招待を、そのうち何人が来たかわからないですが、実際にはご登録をいただいた方のリストはいただいているところではありますので、ただ、その個人情報がある今回のいわゆるエキストラでやるということに限ってやった部分でございますので、そちらはちょっと今後の話になるとは思いますが、ぜひこれも何かの縁でございますので、いろいろなことがあればお誘いをかけたいと思っております。

それから、プレスに関しましては、お察しのとおり、実際はやっていたのですが、やはりなか

なかほかに紛れたりして。ただ、1つ、この委託先のポニーキャニオンのほうも同時にプレスリリースをしていまして、そちらのほうはいわゆるネットニュース各社でリリースがされているような状態でありますので、うちもちょっとそういう形で、いわゆる5大紙以外でも何とかそういう展開ができるようにできないかなというのを今思っているところでございますけれども、引き続き努力してまいりたいと思います。

○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。これはシティプロモーション動画ということで、当日はシティプロモーションサミットの時もベイビーレイズJAPANの方たちに歌を披露していただいたと思うのですが、このベイビーレイズJAPANを、区内の大きなイベントとか、そういうのがあるときにはお呼びして、歌を披露してもらおうとか、そういうことも今後企画として考えておられるのかというのが1点です。

あと、今のあくつ副委員長と同じような話になってしまうと思うのですが、この区民エキストラは合計300人以上ということになっていきますけれども、このエキストラの募集は区商連も通したですとか、観光協会を通したですとか、どういう募集の方法でエキストラを集めたのか、それをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○木村報道・プロモーション担当課長

ベイビーレイズJAPANでございますけれども、気持ちとしては今後も呼びたいなというところはあるのですが、やはりちょっといろいろなお金の部分も正直なくなりまして、そういうところも含めまして検討していきたいと思います。ただ、こういう形で出ていただきましたので、先ほどのダンスではありませんけれども、そういうダンスのコンテストみたいなものをやるときに、例えば審査員として来ていただくとか、歌はちょっと無理でも、壇上に上がってコメントを言っていただく、そういう形ではお願いしていきたいという気持ちは持っております。

それから、区民エキストラなのですが、こちらはネットと、それから各地域センター、それから近隣の学校へのチラシ配布という形で行いました。ネットを見て来られたという方がかなり多かったように思います。

以上でございます。

○高橋（伸）委員

ありがとうございました。

○伊藤委員長

配布日はよろしいですか。

○高橋（伸）委員

はい。

○伊藤委員長

では、ほかになければ、以上で本件を終了いたします。

(2) しながわ百景PRアプリについて

○伊藤委員長

次に、(2)の「しながわ百景PRアプリについて」を議題とします。理事者より説明をお願いいたします。

○木村報道・プロモーション担当課長

しながわ百景PRアプリについてのご案内でございます。こちらに関しましては、区民、それから国内外からの来訪者の方に、しながわ百景をはじめとした区内のお勧めスポットをAR機能、これは後で説明をいたしますが、多言語に対応したスマートフォンのアプリでわかりやすく紹介をするということで、これを持ってまち歩きの楽しさを実感していただくということと、区への関心、親しみを促すというような形でございまして、アプリの名前が「わ！しながわ巡り」という、これも実際にシティプロモーションサミットのご案内をいたしまして、2日目の区内見学で実際に使っていただきながらというような形を行いました。本来ですと画面を見ながらいろいろとご説明ができれば一番いいのですが、なかなか多岐にわたるような部分もございまして、本日は書面で説明をさせていただきます。

裏面をごらんください。こちらの中段の真ん中、しながわ百景巡りというところ、こちらが今回の一番のメインと言いますか、しながわ百景のご案内をするというところがメインでございます。そのほかにも記載の機能がございまして、今日、机上にお配りした、しながわウオーキングマップでございますけれども、こちらサミットの時にご案内をさせていただいたものですが、こちらの最後のページに地図が挟み込まれていると思います。こちらの、しながわ百景リストというような、この写真が載っているのですが、こちらにカメラをかざしていただくと、実際にその場所の説明、ご案内が聞けるというような形でございまして、現地に行かなくても、そこで見てみて、では明日ここに行ってみようというような形でご案内ができるというところでございます。

では、実際にどう行けばいいのかなという部分は、スマホでいわゆるナビの道案内みたいなものも連動していますので、そちらを見ながら現地へ行くというような形もできるということでございます。

お戻りいただきまして、周知でございますけれども、シティプロモーションサミットのほかに、広報しながわ、それから、しなメール、SNS、あとJALの国際便の機内誌というような形で、こちらが、飛行機に乗ったときに前の網に刺さっている冊子がありますが、あちらの国際便のほうに来年2月まで掲載されるというような形でご案内をしているところでございます。

私からの説明は以上です。

○伊藤委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 平成29年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要について

○伊藤委員長

次に、(3)の「平成29年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要について」を議題とします。理事者より説明をお願いいたします。

○黒田人事課長

それでは、平成29年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要、いわゆる特別区人事委員会勧告についてご報告いたします。

平成29年10月11日に特別区人事委員会より、各区議会議長及び各区長宛てに勧告が行われました。資料の1ページ目の上段の四角囲みにありますように、本年の勧告のポイントでございますが、公民比較結果に基づき、月例級、特別給ともに引き上げるというものでございます。

1の月例給については、公民較差が526円、0.13%を解消するために、給料表を改定。

2の特別給、期末手当及び勤勉手当につきましては、民間との比較により年間の支給月数を0.1月引き上げ、現行4.4月を4.5月とし、引き上げ分を勤勉手当に割り振るというものでございます。これによりまして、職員の平均年間給与は約5万円増となる内容でございます。

また、あわせて扶養手当の見直し、行政系人事・給与制度の見直しに伴う改正について勧告されております。

その下の、職員の給与に関する報告・勧告でございますが、ローマ数字のⅠ、職員と民間従業員との給与の比較でございます。

1の職員給与等実態調査の内容としまして、平成29年4月現在で職員の平均給与額は393,512円で、平均年齢は41.2歳でございます。

2の民間給与実態調査の内容といたしまして、同じく平成29年4月現在で、調査対象規模として、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所について、特別区内の1,099民間事業所を実地調査いたしまして、789事業所、53,524人の調査が完了したということでございます。

3の公民比較の結果でございますが、月例給では民間従業員が394,038円、職員については、1でご説明したとおり、393,512円ということで、この差が526円、0.13%というものでございます。

特別給につきましては、民間支給割合が4.52月分、職員支給月数が4.40月ということで、差が0.12月というものでございます。その下、ローマ数字のⅡ、公民較差に基づく給与改定の内容でございます。1の給料表でございますが、(1)行政職給料表(一)について、全ての級及び号給について給料月額を引き上げ、管理職及び係長職の職責の高まり等を考慮し、引き上げを強め、また、Ⅰ類及びⅢ類の初任給について引き上げるというものでございます。

(2)の、その他の給料表については、行政職給料表(一)との均衡を考慮した改定というところでございます。

おめくりいただきまして、2ページでございます。2の特別給でございますが、年間支給月数を0.1月引き上げまして、勤勉手当に割り振るというものでございます。

3の実施時期でございますが、給料表の改定については平成29年4月1日に遡及して実施しまして、特別給については改正条例の公布の日から実施するものでございます。

その下の(参考1)でございますが、公民較差解消による配分ということでは、給料としては438円、はね返りとなるのは地域手当と給料月額をもとに一定割合を計算して算出する手当でございますので、その分を合わせまして526円を配分するというものでございます。

その下の(参考2)というところでございますが、公民較差に基づく給与改定による平均年間給与の増加額でございますが、改定前、改定後の差が約5万円というものでございます。

その下、ローマ数字のⅢ、扶養手当の見直しでございますが、国における扶養手当の見直しを踏まえまして、民間企業における支給状況でありますとか、職員の扶養手当支給実態等を勘案して、見直しを図ることが適当とされているものでございます。

1の改正内容は、配偶者手当を減額しまして、それにより生ずる原資を用いて、子に係る手当を引き上げるというものでございます。

その下のローマ数字のⅣ、給与制度における課題でございますが、1の勤勉手当制度につきましては、成績上位者への配分原資が十分確保できるよう、一律拠出割合や成績段階ごとの人員分布について、継続的に見直しを図る必要があるとされまして、2の昇給制度につきましては、昇給制度のあり方につい

て課題として示されているものでございます。

その下の、人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見といたしまして、1の新たな人事・給与制度の構築、いわゆる行政系人事制度の見直しといたしまして、(1)任用制度といたしまして、職務・職責を踏まえた任用管理についてでございます。

3ページにまいりまして、(2)給与制度といたしましては、この人事制度の見直しを契機として、給料表を抜本的に見直し、新給料表について勧告がされているものでございます。

その下の、2、人事制度の課題といたしまして、(1)人材の確保については、採用環境の変化に対応できる採用制度として、新たな経験者採用制度の構築や、改正障害者雇用促進法の趣旨に基づいた障害者選考の受験対象者の拡大等について、任命権者ととも検討を行うということが述べられております。

(2)の人材の育成及び活用につきましては、人事評価制度の適切な運用、若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成などについて述べられております。

おめくりいただきまして、4ページでございます。管理監督職を担う人材の育成、その下の再任用職員の活用、その下になります非常勤職員等への対応、保育教諭等への対応についても、意見が述べられているというところでございます。

そのほかにも、3にありますように、勤務環境の整備等といたしまして、仕事と生活の両立支援、多様で柔軟な働き方、長時間労働慣行の見直し及び年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策の推進、ハラスメント防止対策等について。

また、最後に、4としまして区民からの信頼の確保として、不祥事発生の防止について述べられております。

以上が、特別区人事委員会における、職員の給与等に関する報告及び勧告の概要でございます。以上でございます。

○伊藤委員長

はい。説明が終わりました。この件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○須貝委員

はい。毎年こういうふうに特別区人事委員会から報告が来るのですが、ここもう何年間か連続で賃上げが行われています。例えばこういう調査、1ページ目の2の民間給与実態調査の内容、特別区内の1,099民間事業所を实地調査、調査完了789事業所と書いてあるのですが、例えばこういう会社名、並びにその会社の規模、事業所の産業などさまざまな要素があると思うのですが、そういうのは一緒に報告事項として特別区人事委員会から来ているのですか。それとも、いや、何も来なくてこういうふうに民間会社との較差があるから、比較してこういうふうに上げるということで、その報告しか品川区には来ないのですか。教えてください。

○黒田人事課長

特別区人事委員会の調査内容の報告でございますが、統計として整理しました事業所規模でございますとか、支店長クラス、事業所長クラスの平均年齢、平均給与等が幾らでございますというところで、調査の概要を統計処理したデータはいただいておりますが、個々の企業の情報について、こちらのほうでいただいているということはありません。

○須貝委員

区に話す話ではないのですけれども、こうやって較差があるということならば、やはりきちんと、こ

うという理由でこういう会社の調査をして、こういう規模、こういう産業別で、こういうふうに較差があるから上げますというふうに、私はもう明確に出す時期が来たのではないかと思うので、ぜひ、特別区人事委員会のほうに私は意見を言う場があったら、きちんと行ってほしいと思います。

我々区議会議員が町の中を歩いている、給与が上がったという話は聞きません。どちらかというとアルバイトの方が、人材不足で時給の単価が上がったという話は聞いていますが、実際職員として勤労者として働いている方の給与は、品川区内ですから中小企業の方が多いのですが、そういう話は聞かないということで、大分、特別区人事委員会の報告との差が大きいような気がしますので、それだけちょっと要望として言わせていただきます。

○飯沼委員

今回、勧告の概要ということなのですが、今後のスケジュールと、何か20日ぐらいが山場で決まるのではないかとのお話もちらっと聞いているのですが、今後どういったスケジュールで進んでいくのかというところが1点です。

私たちは、ざっくり言うと平均年間給与が約5万円増、このところずっとほんとうに下がり続けていた給与が上向いていったということ、私は好ましいことであると思っていますし、あと、この規模のところは、先ほど須貝委員がおっしゃったように、事業所によって、規模によって全然違うというところにおいては、少ないところ、また中くらいのところが多いと思うので、やはりそれぞれ違ったところと比較をしないと、事業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所という比較がちょっと、ここで比較するのが正しいかどうかという、決してこれは正しくないであろうと思います。やはり正しい比較をしていかななくてはいけないというのが1点あると思うんですね。

ちょっとそこについてのお考えをお伺いしたいのと、やはり公務員の賃金というのは、平均のレベルというところにおいては、公務員の賃金が下がると全体的にみんな下がってしまうので、やはり指標になるという捉え方をしていかななくてはいけないのではないかなと思っているので、ちょっとその辺を聞かせてください。

○黒田人事課長

今後の予定でございますが、人事委員会勧告をもとに、特別区長会のほうで、組合のほうにこれに合わせた制度改正も含めて提案をする流れがございまして、現在、鋭意交渉を行うというところで、交渉の妥決が例年ですと11月中旬ぐらいになりますので、先ほど委員のご指摘の11月20日ぐらいというのは、例年というそのぐらい、いつかはちょっと、今、申し上げられませんが、妥結した後に、可能であれば改正条例案をつくりまして、議会等で、間に合えば4定の中で審議していただければと考えてございますが、それはまだ、そういったような見通しは持っておりますが、流動的なところであるというところでございます。

事業所の調査規模でございますが、現在の調査対象規模は、平成18年に国の人事院において、国民の理解を得つつ、公務員の適正な給与の水準を確保していくためということで、設定されたのが、50人以上の規模ということでございますので、そういった意味では、公務員給与の水準という意味では、全国的にこういった水準で設定されているということでございます。地域によって差がありますが、そこは調査対象の区域の中でやっておりますので、適切な調査が行われるというふうに認識しているところでございます。

○飯沼委員

1区、1自治体でどうのこうのにはならないと思うのですが、やはり大事な意見は言っていっ

ていただきたいと思います。

あと、給与のところは、これは国に準じているのですか。

そこが1点と、あとⅢの扶養手当の見直しのところでちょっとお伺いをしたいなと思うのですが、この頭に、国における扶養手当の見直しを踏まえて、と書いてあるのと、終わりのほうに、区の状況に応じた見直しを図ることが適当、と書かれているのですが、1点、ここの扶養手当、配偶者の手当と子供の手当とかかかわっているのですが、意見として出されていたのは、全国レベルの水準と、東京都、特に23区のやはり生活費などからすると、いろいろ状況も違うので、全国における手当の見直しに準じていくというのは、ちょっと疑問が残るという意見が出ているので、その点1点です。

それと、区の状況に応じた見直しというのは、区の状況に応じて調節ができるのかどうか、それが1点です。

あともう1つ、ここの扶養手当の子供のところなのですが、ひとり親家庭の第一子の手当の枠がなくなるというのを聞いて、私はびっくりして、それは大変なことだなと思っているので、ちょっとその辺がわかったら教えてください。

○黒田人事課長

この手当で、国とのことでは、当然、国家公務員給与とのいわゆるラスパイレス指数を100と数えますので、公務員の給与については、国家公務員との比較というのもよくされるところでございますし、近隣自治体の給与との比較という意味では、それぞれが持つ人事委員会が存在いたしますけれども、そういった意味では、民間給与も含めまして、他の公務員給与というのも当然その調査の対象になるのではないかと考えてございます。

扶養手当につきましては、今回改正が行われる趣旨としまして、国のほうで制度改正がされたということで、平成28年勧告において特別区の実態を把握して、どうするかということが検討がなされて、今回勧告が出されたものでございまして、各区ごとに設定するというのではなくて、都全体の制度でございまして、今回、配偶者手当を減額して、その分をこの手当の分に上乗せして、説明の中にも載せたとおり、原資の中で配分がえを行うというような見直しが今回されているというものでございます。

いわゆる扶養手当の中で、配偶者がいない方の第一子の手当の分につきましては、ここはもともと配偶者手当を現在のような仕組みにしたのが昭和44年だそうで、その際に配偶者がいない場合については、生計上の特殊性に配慮するという点で第一子については、配偶者手当と同額とするというような趣旨で制度化されたというふうに伺っております。今回の見直しにおきましては、配偶者の方の手当額について特別に高い手当などを設定せずに、子に係る手当額を設定したということで、配偶者手当の見直しと連動して見直しが行われたと。いわゆる子に係る手当については、同様に見直しをされたというような勧告内容になっているというものでございます。

○飯沼委員

ちょっとあまり理解ができませんでしたがけれども、特に国による見直しに連動するのではなく、やはり特別区の、区の実情に合わせて考えてほしいという声が出ているので、伝えてもどこまで権限があるかわからないのですが、そういう声が上がっているということを受けとめていただきたいのと、やはり、ひとり親は子育てがかなり大変なので、第一子の枠の手当がなくなるというのは大変な問題だなと思うので、注目をしています。これは意見だけですけれども。

あと最後に、大きな3の勤務環境の整備等についての意見がいっぱい出ているのですけれども、その中で特に(3)の長時間労働慣行の見直し及び年次有給休暇の取得促進という項目で、私は先日の一般質問

でも聞かせていただいたのですけれども、長時間労働、品川区で1,000時間を超える方が13人いらっしゃるというのと、教育委員会の指導課とか、保育課、あと防災でしたっけ、結構あちこちで長時間労働をされています。40時間労働において、プラス20時間、合わせて週60時間が限度ではないか、それを超えると体調に異常を来すということも言われている中で、品川区はやはり長時間労働の部署がかなりあるといったことで、ここにはいろいろ方策に努めるように、休暇がとれるようにと書かれていますけれども、ぜひここを具体的に改善をしていただきたいと思うのですが、ちょっと具体的にどのような対策をとられるのかをお聞かせください。

○黒田人事課長

いわゆる長時間労働慣行の見直しのことにつきましては、当然、その年によっていろいろ事業の量が異なりますし、年次によって急に発生するもの、緊急な対応が必要なものであったりというものがございしますので、なかなかその部分を、職員の採用というのは何十年単位で見えていて、一定に管理するというものでございしますので、ある時点だけを見て対応できないという部分もございしますので、そういったことが、当然事業の見直しは毎年度、スクラップアンドビルドでやっていきまして、必要なところには人材を配置していくとともに、事業の見直しをして、民間活力の活用ですとか、さまざまな方策で、そういった近日に対応のものでありますとか、量が増えている事業というものについては、見直しをしてまいりたいというところでございます。

○飯沼委員

事業の見直しということだったのですが、先日も、必要なところには職員を配置していますというお答えをいただいたのですけれども、仕事量に見合った人員配置になっていないからこそ残業に追い込まれてしまうのではないかなと思うんですね。終わらない仕事が残業になってしまうといった意味においては、職場に見合った配置をしていかななくてはいけないと思うんですね。今、委託とか、いろいろ仕事のやり方と言ったのですけれども、多分、各部署からは必要な人員が出されていると思うんですね。それが正しい、きちんとした要求かどうかはちょっとわかりませんが、やはり仕事に見合った人員を配置するという考えでやられていると思うのですが、でも、現実的に大幅に健康状態に悪影響を及ぼすほどの残業の部署と人がいるということ自体は、やはりしっかり認めていかないとはいけないと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

○黒田人事課長

当然、仕事量に見合った配置ということで、主要人員の場合は係単位での仕事も、いわゆる積み上げ等で見ていく中では、当然その組織の中で職員が応援できないとか、いろいろな観点で、まず今ある事業量を見直しするところがありますし、そもそも職員数が見合わなくてもほかに手立てがあるのでないかというところでは、先ほど申し上げた、アウトソーシングみたいなのところも1つの見直しとしてあると思いますので、全般的に職員のみを配置するというのではなくて、仕事の内容をよく精査した上で、さまざまな人員配置でありますとか、アウトソースでありますとか、さまざまな方法を使ってやっていく必要があるかなと考えているものでございます。

○飯沼委員

最後にしますけれども、仕事量の見直しとか、さまざまな手立て、もちろんいろいろやられると思うのですが、その中に、やはり必要なところには人を増やす、私はこれが欠けてはだめだと思うんですね。だから、ぜひ仕事量に合った人員、いろいろ工夫をした上でも仕事量に合った人の配置をしていくという姿勢を持っていただきたいのですが、最後ですので、いかがでしょうか。

○黒田人事課長

必要なところに人員を配置するというのは、これまでもやっておりますし、今後もやっていきますので、そういったところで常に見直しを図ってまいりたいと考えてございます。

○吉田委員

改めてしげしげとこの勧告の内容を、今見ていたのですけれども、わりと給与に関する勧告とか、それから、具体的な、例えば2ページ目の、新たな人事・給与制度の構築というあたりは、わりと明確なので、この勧告のとおり従うか従わないかというのが明確で、後の点検などもしやすいと思うのですけれども、今、飯沼委員からもありましたけれども、この勤務環境の整備とか、それから、ちょっと戻りますけれども、人材の確保というあたりの、この文言の書き方と、それから、それをどの程度、勧告に従って具体的な制度に落とし込んでいくかというあたり、ちょっと漠然とした質問になって申しわけないのでけれども、その辺がどういうふうに勧告に従ったものになっていくかどうかを、私たちはどこでどう見たら評価できるのかなということで、ちょっと伺いたいと思います。

それで、すごく具体的にいうと、例えばこの人材の確保という、改正障害者雇用促進法の趣旨に基づき、受験対象者の拡大等について、任命権者ととも検討、ということなのですが、例えばこれは具体的にどのような区の業務の中に反映されていくのか、それで私たちがそれを見て、ああ、この勧告のとおりになっているな、というのをどう評価したらいいのか、漠然とした質問で申しわけないのでけれども、例えばここを例にとると、どんなふうに見たらいいでしょうか。

○黒田人事課長

例えば、勧告内容ですと、給料表につきましては当然その勧告給料表ということで、新しい給料表が示されておりますので、これを妥結後に、条例を作成した後に、議会でご審議いただいた上で決めていくということになります。今、ご指摘のあった例えば障害者採用につきましては、現在は身体障害者に限った採用になっておりまして、法改正がされて、障害者全てが対象だということで、東京都につきましては精神障害者等を障害者採用の対象として広げているということもございますので、23区につきましても、来年度実施する採用試験からそういった形でできないかということで、当然、この中で検討してまいっておりますし、人事委員会から勧告とか、こういう意見も出ている中で、この対象の範囲をどこまでにするかありますとか、その場合に採用試験の方法については、人事委員会ですと公平になるということで、採用方法については人事委員会の権限で決めておりますので、そういった形で、今ですとⅢ類の事務ということで、いわゆる高卒の事務と同じ任用体系で採用するという意味では、採用後、そういった業務についていただくということが前提で、どのような採用方法がいいのかというところは人事委員会が考えるということになりますし、任命権者については、その任用後、どういった職が適するかということも、採用に当たって検討することになりますので、そういうことを検討したら、採用制度として今後決定していくことになろうかということになりますので、採用制度が決まりましたら、それはこの今回の勧告に基づいて、1つ制度化されたということになると思いますので、そういった形で制度化されるものもあれば、なかなか目に見えて何が変わったということが示しづらい部分もございますので、そういった意味では、今後この勧告に従ってさまざま検討していきたいと考えているものでございます。

○吉田委員

そうすると、制度が変わればということなのですが、今お話にありました精神障害の方たちの受け入れは民間事業者でも結構進めてきていて、そのためにはやはり下準備が、制度をつくったからす

ぐ採用できて、その人に気持ちよく仕事をしていただけるかとなると、そうはいかなくて、やはり受け入れ側のほうが相当、仕事の洗い出しとか、細分化とか、かなり工夫しながらやっているということがあると思うんですね。

だから、例えばその任命権者と検討というのはその辺が必要なのではないかと思うのですが、それは制度ができてからだと実際はなかなか運用が厳しいかなと思うのです。その辺をこの勧告に従って、今どれくらいまで検討されているのか、で、今後その制度ができることを見越してどういう検討を進められていくのか、もしお考えがあったら教えてください。

○黒田人事課長

採用制度につきましては、特別区共通の制度でございますので、品川区だけということで実施できるものではございませんが、例えば、先ほど申し上げたとおり、現在やっております身体障害者を対象とする特別区職員採用選考も、Ⅲ類事務という位置づけで、いわゆる週38時間余の勤務時間で通年勤務するという前提で職員を採用するということでございますので、先ほど委員にご指摘いただいたような、仕事を洗い出して、一部の仕事をさせていただくということで職員採用をしているわけではありませんので、そこについては、いわゆる正規職員採用という部分とは別に、民間企業ですとチャレンジ雇用などをされていますので、それもちょっと違った観点の論点かなと考えてございます。

現在は都のほうで正規職員で採用選考を見直ししておりますので、23区についてもそれを参考にしながら、今後の制度を考えていくというところでございますので、下準備という意味では、そういうことも含めて任命権者サイドと人事委員会で検討して、まずやれるところからやるというところがあるかなと思ってございます。

○吉田委員

なかなか難しいことだというのは理解した上で質問しているのですけれども、23区の採用はもちろん品川区だけでどうこうできる問題ではないということは承知しているのです。ただ、やはり品川で言えば品川区に現場があるわけですから、23区共通のものとしても、それぞれのほんとうに職場にある人たちがその制度について意見を言って構築していくということでない、なかなかうまくいかないかなと私は思っております。だから、その辺を、23区の問題だから品川区で勝手に決められないのは承知の上ですが、やはり現場のほうからもこういう制度をつくっていくというところでは、意見を言うような場などがきつとあると思いますので、その辺はぜひいい方向で主張していただきたいというのが要望です。

○伊藤委員長

よろしいですか。では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 元なぎさ通り道路整備工事（3－2区間）請負契約

○伊藤委員長

次に(4)です。元なぎさ通り道路整備工事（3－2区間）請負契約を議題に供します。本件につきまして、理事者より説明をお願いいたします。

○立川経理課長

それでは、報告事項の(4)元なぎさ通り道路整備工事（3－2区間）請負工事につきまして、ご説明いたします。本件は、9,000万円以上の工事を請け負う契約につき本委員会にご報告するものでございます。恐れ入りますが、お手元の資料の2ページをごらんください。

本工事は、元なぎさ通りの道路整備を行うものでございます。契約の方法は制限つき一般入札で行ったもので、入札状況は3ページの表に記載のとおりでございます。

2ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含め9,048万6千円、契約の相手方は株式会社東英建設代表取締役中村政秋、支出科目は平成29年度一般会計。

工事の概要でございますが、4ページの概要書をごらんください。工期は平成30年3月29日、4の工事内容は、品川警察署付近の南品川二丁目16番先から東品川三丁目4番先までの約240メートルについて、歩道及び車道の改修を行います。

5ページの地図、赤色でお示したところが工事範囲でございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。本件につきましてご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○石田(し)委員

1点だけ、最近ものすごく区内の工事が多いなというのが印象的です。それはさまざまな、いわゆる老朽化も含めて、理由があるのかなと思うのですけれども、道路の工事は、道路本体の工事、例えば舗装するだけだったら2回、3回にわけてやらなくても済むかと思うのですけれども、例えば地中に埋められているものの工事になると、電気をやって、1回埋め戻して、また水道をやって、という繰り返しになる工事もあるかと思うのですが、やはり区民の方々からは、迂回工事をやって、また埋め戻してもう1回工事をやって、何回もやられると、そのときの道はもうでこぼこだし、その分の負担というのも大きいので、これはほんとうに何とかならないのかなというのを常々言われていて、区のほうも一生懸命調整をして、できる限り工期を短くというふうにやっていたいただいているのはわかっているのだけれども、どうしてもまだそういう声ももう毎回出てくるので、その点はぜひ、今回の工事はそういうのがどこまであるのかわからないのですけれども、連携を密にとっていただいて、そういうことがないようにやっていただきたいと思いますので、もし何かあれば一言言っていただければと思います。

○立川経理課長

ただいまいだいたご意見につきましては、工事所管課に伝えてまいります。

以上でございます。

○須貝委員

先ほどちょっと見てきました。もうきれいな道で、ほかの自治体では、ほんとうにここまで整備されているところというのはなかなかないのですが、これもやはりオリパラを1つの契機とした、幹線道路整備の一環なのでしょう。生垣もきちんとつくって、一応工事はこれからやるのでしょうか、事故のないようにやっていただきたいと思います。

○飯沼委員

1つには3ページの辞退をされた業者の辞退理由と、あと、落札したところと残念だったところの入札の金額の違いというのはどういうところにあるのかなというのが、内容的にわかるのかどうか。

あと、4ページのところに工事内容が書かれていますよね。私もちょっと総務委員会は久しぶりなので、こんなに細かく内容がわかるのですね。この内容自体は、区のほうでこういった中身でという指定が行われるものなのか、事業者が設計した中身なのか、ちょっとそれも。

○立川経理課長

まず第1点目、辞退理由でございますが、これは辞退した企業の配置技術者の都合だったのかというところでございます。

配置技術者の調整がつかなかったという都合です。

○飯沼委員

調整の都合。

○立川経理課長

はい。それで2番目の金額については、ごらんとおりでございます。内訳については、各企業から出してもらっておりますので、どこが多いか、少ないかというのを、把握しているところでございます。

それで3番目の工事の内容でございますが、これは発注段階で設計図書に細かく指名している内容でございます。

○飯沼委員

ということは、金額の内訳がわかっているということは、金額がただ低いというよりも、ちゃんと中身としては内容で精査されているという受けとめ方でいいのか、ちょっとそこが1点と、あと9,000万円以上ということの報告で、舗装工事のところが一応3,062平方メートルと書いてあるのですが、ここを割り返してみると、よく道路を1メートル幾らなどというのがありますよね。ざっくり割り返すと3万円ぐらいなのですが、費用というのはこんなものなのか、あと、どういうときにこの工事が行われるのか、どういう段階になったときにこの工事が行われるのか、あと、この1回の工事が終わるとここはどのくらいもつのかというあたりも、わかったら教えてください。

○立川経理課長

まず、金額について精査されているかというご質問ですが、こちらにつきましては項目ごとに出してもらっておりますので精査されていると認識しております。

それから、工事の単価ということでございますけれども、こちらは国及び東京都の、それから最新の積算単価を用いて実施しておりますので、妥当であると考えてございます。

それから、今後の道路の更新を、というご質問でございますが、その辺につきましては工事所管課のほうにそういった質問が出たということでお伝えしていきます。

○吉田委員

先ほどの質問に対して、この工事内容でということ発注しているということだと思うのですが、このレベルが、例えばすごく細かいことなのですが、植栽のところではナミズキとオオムラサキツツジというふうになっていますが、そこも区が決定しているのか。なぜそういうことを向うかということ、実は、生活者ネットワークに、この低木の植栽についてのご意見がすごく来るのです。それは、そのオオムラサキツツジというのはやはり花が咲いた後の適正な刈り取る時期というのがあって、それに対して適切ではないから咲かなくなってしまうのではないとか、そういうご意見があり、関心が高い方が私たちの周辺に多いのだと思うのですが、それをどういうふう判断しているのか。区民の方たちに、私たちはよく叱られるのです。手がかけられないのだったら、そんな手のかかるものを選ぶべきではないかというご意見もあって、その辺をどこでどういうふう判断をしていらっしゃるのか、教えていただきたいです。

○立川経理課長

事前に所管のほうに確認したところ、ナミズキにつきましては住民アンケートで選定されたということでございます。それから、オオムラサキツツジにつきましては、道路の植栽では一般的に使われているということで、これが採用されたということで聞いております。

○吉田委員

それは多分ここでは難しいなと思いつつ、もうこの内容で発注したということだったので伺ったのですが、その辺のことは、では今後やはりそういうご意見というのはそちらのほうにつないで、そうするとこれが変わっていくかもしれないというふうに考えてよろしいでしょうか。

もし何かあれば。

○立川経理課長

はい。こちらへの要望については、各所管のほうにお伝えいただければと思います。

○あくつ副委員長

1つだけ、済みません。特に異論はないのですけれども、予定価格が1億円余で、この入札金額が9,000万円というところで、ほかの2社については1回目に100%近い金額で出していて、落札業者はそれらの1割ぐらい低い価格で出されているのですが、最低制限価格は幾らだったのか、もちろんかかっていないからこうして落札されたと思うのですけれども、これについてもし答えられれば。

○立川経理課長

最低制限価格につきましては、未公表でございますので、この場でお話しすることはできませんが、当然、最低制限価格を実施している工事でございます。

○あくつ副委員長

幅がありますよね。

○立川経理課長

幅があるということは、確かにありますけれども、最低制限価格の範囲内で入札されたということでございます。

○あくつ副委員長

はい、結構です。

○伊藤委員長

ほかにはございますか。

それでは、以上で本件を終了いたします。

(5) 天王洲公園管理事務所増築工事請負契約

○伊藤委員長

次に、「天王洲公園管理事務所増築工事請負契約」を議題に供します。理事者より説明をお願いいたします。

○立川経理課長

はい。続きまして、報告事項の(5)天王洲公園管理事務所増築工事請負契約につきまして、説明いたします。本件は9,000万円以上の工事請負契約につき、本委員会にご報告するものでございます。

経理課資料の6ページをごらんください。本工事は天王洲公園管理事務所の増築を行うものでございます。契約の方法は、制限つき一般競争入札で行ったもので、入札状況は7ページの調書に記載のとおりでございます。

6ページにお戻りいただきまして、契約金額は消費税を含め、1億4,493万6,000円です。

契約の相手方は、山田建設株式会社品川支店長、三木修。

支出科目は、平成29年度、一般会計、平成30年度債務負担行為。

工事の概要でございますが、8ページの概要書をごらんください。工期は平成30年8月10日、工

事内容は、既存の管理事務所の隣接地に増築工事を行うもので、構造、階数は、鉄筋コンクリート造、地上2階建て、建築面積は154.37平方メートル、延べ床面積は296.64平方メートル、建物の高さは8.96メートルでございます。

9ページは、建物の平面図でございます。

○伊藤委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○須貝委員

毎回思うのですが、ほんとうに予定価格に限りなくどんぴしゃに近いということは、その積算方法をその場で業者さんに全部提示しているのかわからないのですが、不思議だなと感想は述べておきます。

それで、次にこちらの管理事務所ですけれども、これは地上2階建て、鉄筋コンクリートという、よくある工事なので、金額的にも比較的わかりやすいのでちょっとお聞きしたいのですが、1億4,500万円程度かかるのですが、例えば2階などはほとんどがらんど、1階もそんなに特別に設備もないのですが、民間の建築などと比較すると随分額がかかっているなど、入札予定価格が高いなと思うのですが、何か特別の工事等がこれにあるのですか。特段、設備もないのにも関わらず、これだけの金額が出てくるという理由を教えてください。

○立川経理課長

まず、予定価格と入札価格に近いということでございますが、基本的に予定価格につきましては事前公表でございます。で、予定価格というのは国、東京都の積算単価を用いまして妥当な価格ということで出しているところでございますので、その金額に落札価格が近づくということは事業者の見積もりとしても妥当と認識しているところでございます。

○小林施設整備課長

特別な工事は特にはないのですが、ただ、この野球場自体が、施設を利用しながら、前面も使いながらやっておりますので、仮囲いの部分が必要最低限、ということは逆にいうと建設する場所が狭小というところもあります。そういう部分も、大きな公園ですけれども、使用しながら、いながら工事ということで必要最低限の狭いところでの工事という特殊な状況であるというのがあります。

○須貝委員

そうすると、仮設でそういう事務所を継続できるようにつくっておいて、工事を同時に進めるということでこういう金額になっているということによろしいのでしょうか。もう一度、いいですか。

○小林施設整備課長

はい。狭小というのにも確かにありますし、あとはRC2階建てだということと、それで木造ではないので杭も打ったり、ピットもあったり、ここは施設の中ではかなり水場周りが、一般住宅よりも水場が集中している部分もありますので、そこら辺で建設費について高くなっていると。いわゆる特殊な建物だということで認識してもらえればいいと思います。

○須貝委員

済みません。2階建てで、場所が水辺に近いということで、それで杭を2階建てでもやるということなので、普通、2階や3階だとベタ基礎のままではないですか。それが、やはりそういう事情があって、地盤沈下云々があるから、そういうふうにはやらざるを得ないということですね。ちょっと確認だけ。

○小林施設整備課長

そのとおりです。水辺なものですから、地質を調査した段階では杭が必要だということなのです。

○飯沼委員

この工事は、管理事務所増築工事とあって、図を見ると横に長い1棟が建っています。ここにプラス新しく建てるという理解でいいのですよね。この増築の目的と、あと、上のほうの図の右に、女子更衣室・トイレについては、既存棟を改修し、整備する、と書かれているのですが、この既存棟の改修というのは、今後いつ行われるのか教えてください。

○小林施設整備課長

今の既存の事務所は、先ほどもお話ししましたが、施設を利用しながらということ、更衣室関係とかそういうのがなくなると結果的には仮設だとかそういうをつくりますので、今現在の事務所棟と更衣室関係をそのまま生かしながら、ただ、そこが利用者の人数からするとちょっと手狭だということで今回この増築工事が入っておりまして、ここが終わるのが、工期が来年8月、その後引越しをしてから段階的に既存の事務所棟、更衣室関係については整備をしていきます。

○飯沼委員

あと7ページに戻るのですが、3社が辞退というので、済みませんが辞退の理由を教えてくださいのと、辞退というのはどの時点で出されるのか、入札金額を一応出された後に辞退するのか、ちょっと辞退の時期がどういう流れで出てくるのか教えてください。

○立川経理課長

まず、辞退理由でございますが、1社が自社都合という事でございます。2社が配置技術者の調整がつかなかったというものでございます。

それから、辞退の時期でございますが、まず入札公告というものを公表いたしまして、それでその後、詳細図面等を確認しまして、そこで検討を開始するという事でございますので、実際の辞退の時期でございますが、入札日の直前であったり、1日前であったり、そういった時期ということでございます。

○飯沼委員

はい。辞退の理由はいろいろだと思うのですが、結構こういう辞退というのはあるのでしょうか。3社も辞退しているので、その辺の状況を教えてください。

○立川経理課長

事業者としましては、詳細図面、工程表等を見ないと、やはりこの工事に札を入れるか、とりに行くかということは決められないということがございますので、申し込み後の辞退というのは、ここ最近の人手不足であるとか、そういったことも影響いたしまして、以前よりは増えていると認識しているところでございます。

○飯沼委員

あと、先ほどの杭打ちをするということも含まれているのですが、こういった建物を請け負える力量のある事業者というのは、品川区内にどのくらいあるのですか。そんなに大規模ではないところは、主に区内の事業者さんにお仕事回るといいなと思っているのですが、どの程度あるのでしょうか。

○立川経理課長

いわゆる事業者数ということだと手元に資料がございません。ただ、学校の建築だとか、ああいった大規模な工事につきましては、いわゆるJVで実施しているところでございますけれども、そういったものについてはいわゆるゼネコンというところにトップになっていただいて、区内の事業者を絡めて実施しているものでございます。そういった大規模な工事以外につきましては、全て区内事業者へ施工し

ていただいているところでございます。

○石田（し）委員

1点だけなのですが、先ほど水辺のところだからしっかりと杭を打ってその建物を丈夫にしておいて、何かあったときの対応ということだと思のですが、ここはシャワー室もあるではないですか。で、一方で、隣には、何も建物が無い大きな広場がある中で、例えば災害が起きたときにはこういったところというのは、一定の需要というか、いわゆる避難所までいくのかどうかはあれですけれども、例えば、今、課題となっている車内泊をされる方などのエリアになったときに、そういった可能性というのが非常に出てくるのかなと思うのですが、こういった建物を建てたりするときに、このシャワー室があるならば、このシャワー室を災害時にもちゃんと使えるようなシャワー室に一応備えておいて有事の際は活用できるようにしていただきたいというのがあるのですが、今、こういう新しい建物等をつくるときに、そういったことというのは加味されて設計をされているのかどうか、また、その契約をされているのかどうか教えてください。

○小林施設整備課長

そのとおりで、現在進めている設計については、給水も排水も耐震化の設計をしています。

○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件及び報告事項を終了いたします。

2 その他

(1) 東芝病院について

○伊藤委員長

次に、予定表の2「その他」を議題とします。「その他」で何かございますか。

○柏原企画調整課長

まず私のほうからは、口頭でございますけれども、東芝病院につきまして、ここでご報告させていただきます。

既に報道等でお出ておりますけれども、区のほうで知り得ている情報ということでお伝えいたします。平成29年10月31日に株式会社東芝が、東芝病院の承継、つまり譲渡ですが、承継について基本合意書を締結したということを発表してございます。この承継先、相手先、譲渡先でございますが、医療法人社団緑野会です。こちらはカマチグループといたり、それから一般社団法人の巨樹の会、このグループの中の1つの法人ということでございます。

東芝のほうからは、譲渡後も基本的には現状の診療科、診療体制は維持されるということを想定しているということで、現在診療を受けている患者さんへの影響はないというふうに東芝側は申してございます。

今後の予定でございますけれども、今月、11月中旬までに事業譲渡契約を締結、それから来年、平成30年3月末までに譲渡の完了を行うということで聞いてございます。

続きまして、区の今後の対応でございますけれども、引き続き情報収集に努めてまいるところで、これまでの病院としての機能が継続されるようにということで、新しい事業所さん側にもそういったところは区としても申し入れをしていくということで考えてございます。

○伊藤委員長

以上でございますが、何か確認等ございますでしょうか。

○石田（し）委員

1点だけ、例えば今回の東芝の例をとると、東芝さんに対して区は今までこうしてほしいという要望を出されていますよね。で、その東芝から今度その権利が継承されて、ほかの団体になるというときに、先ほど、そういった申し入れというのは引き続きしていくというようなお話でしたけれども、その今まで持っていたところには区としていろいろな要望をして、区としてはそれを引き継いでもらいたいわけではないですか。そういうことは、今回も、決まりましたという時点で、今度区は、東芝ではなくて継承されたほうにアプローチをされていくのか、それとも、あくまでも東芝とのやりとりの中で、東芝と継承された側とでいろいろ引き継ぎをしてもらおうのかなど、どういうふうな流れになっていくのか、今回の東芝の例でもいいですし、違う例でもいいですけども、ちょっとその辺を簡単にでいいので教えていただきたい。

○柏原企画調整課長

今回のケースで申しますと、まず現段階では、まだ東芝のものでございますので、今までの東芝との関係等もございまして、東芝に対して、そういった形での事業承継をしてくださいというのをまず言っています。あわせて、今後承継される予定のその事業者に対しても、こちら、区からも直接お話しはさせていただきますし、それからもちろん東芝から、先ほどの事業者にもそういった旨での承継をしてくださいということで、東芝からもアプローチしてもらおうという、両方の面でアプローチするということが対応していきたいとも考えています。

○伊藤委員長

他にないようですので、以上で本件を終了します。

(2) 衆議院議員選挙の執行について

○伊藤委員長

よろしいですか。では、「その他」でほかに何かありますか。

○安井選挙管理委員会事務局長

それでは、私のほうから、衆議院議員選挙の執行についてご報告させていただきます。

口頭でご報告させていただきます。10月22日に執行されました衆議院議員選挙についてのご報告でございます。衆議院議員選挙につきましては、都全体で当日の有権者数が1,127万6,090人、小選挙区選出の投票者数につきましては604万8,376人、投票率は53.64%。前回は54.36%でしたので0.72%の減でした。比例代表選出の投票者数につきましては604万7,783人、投票率は53.63%、前回は54.36%でしたので0.73%の減でした。

品川区でございますけれども、東京第3区の当日、有権者数が29万4,049人、小選挙区のほうが、投票者数は16万846人、投票率は54.70%、前回は53.76%でしたので0.94%のアップとなりました。比例区につきましては、投票者数は16万837人、投票率は同じく54.70%でした。前回は53.76%でしたので同じ0.94%のアップになってございます。

次に、東京都第7区の当日有権者数ですが3万1,565人、小選挙区が、投票者数が1万6,995人、投票率は53.84%、比例区が、投票者数が1万6,991人で、投票率は53.83%になりました。これは前回、7区のデータはありませんので、比較はございません。

期日前投票者でございますけれども、東京第3区の小選挙区のほうが6万2,383人、第7区の小

選挙区が5,789人で、合計いたしますと6万8,172人で、前回に比べて2万8,332人増、全投票者17万7,841人の38.33%を占めてございます。これは各区とも期日前が高かったのですけれども、大型台風が来るということで、マスコミ等でも大分注意喚起がありまして、皆さんが早めの投票においていただいたものと考えております。

選挙結果については既にマスコミ等でご案内のとおりと思われましても、第3区小選挙区の当選者は石原宏高氏、第7区が長妻昭氏でございます。なお、比例区の政党別の得票数については省略させていただきます。

○伊藤委員長

確認等、ございますか。

○石田（し）委員

委員長にお願いですけれども、これだけ数字がいっぱい出る報告をされるのに、当日資料もないと、我々としてももうどうしたものかなというのがあるので、できたらそういったものに関しては、できる限り、事前は無理かもしれないので、当日の資料でも構わないので、できたらいただければと思いますので、それは委員長のほうにお願いさせていただきました。

○飯沼委員

前回の都議会議員選挙の折に、18歳選挙権が始まったばかりで年齢別のところの投票率をお知らせいただいたのですが、今回初めての国政選挙なので、その辺をぜひ、お時間がかかるかもしれないのですけれども、お出しいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○伊藤委員長

他にないようですので、以上で本件を終了します。

(3) 区役所第2庁舎電源設備点検業務に伴う手順誤りによる区民サービスへの影響について

○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。

○立川経理課長

それでは、区役所第2庁舎電源設備点検業務に伴う手順誤りによる区民サービスへの影響について、ご報告いたします。

一昨日、平成29年11月4日、土曜日の午後、区役所第2庁舎電源設備点検業務において、補修手順の誤りにより停電し、情報システム機器が停止したことにより、区民サービスの一部に支障が生じました。まことに申しわけございませんでした。

具体的には、大井町サービスコーナーでの証明書発行、図書館での図書返却等事務などに影響が出ましたが、約1時間ほどで復旧いたしました。今後は保守点検手順等を再確認し、再発防止に努めてまいります。

○伊藤委員長

何か確認等、ございますか。無いようですので以上で本件を終了します。

その他で何かありますか。

○あくつ副委員長

先ほどシティプロモーションのところでお伝えよかったのですけれども、インターネットで拝見したのですが、変な話なのですが、今、宣伝会議さんのほうで品川区の新しいキャッチフレーズを募集を始

めているようなのですが、とがったキャッチフレーズというところで、これは今までの「わ！しながわ」とどういう関係性を持つのかということと、どういうコンセプトでこれを公募されているのか、もしかしたら次の委員会等で報告があるのかもしれませんが、ちょっと期間も短いようだったので、改めてちょっとここで伺いたいと思いました。

○木村報道・プロモーション担当課長

はい。ご指摘の部分は、宣伝会議賞という、コピーライターの卵の方々に向けてキャッチフレーズをいろいろ出していただくという場なのですけれども、品川区はもちろん、あと一般企業も含めて、いわゆるキャッチコピーを考えていただいて、優秀な方を表彰するというものですが、実際に「わ！しながわ」はもちろん今あるのですけれども、あと、先ほどのそれぞれの売り文句、商店街があるとか、交通の便がいいとか、そういうもの以外で何か品川を売るというかPRできるような、そういう素材、コピーはないだろうかというところで、具体的にはそれをやると大体、万単位で集まってくるということなのですが、それを実際に来年度以降の広告の展開であったり、その後「わ！しながわ」に、後につける何かというような形で打ち出していきたいなと思って、今、応募を待っているような状況でございます。

こちらに関しましては、実際にまた結果がわかり次第、ご報告させていただきたいと思ってございます。

○伊藤委員長

それでは、選挙管理委員会の先ほどの資料をお願いいたします。

○安井選挙管理委員会事務局長

はい。

○伊藤委員長

よろしく申し上げます。ほかにはよろしいですか。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。

○午後2時42分閉会